

第八条中「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第八十一条の三十一第四項」を「第八十一条の三十一第六項」に、「第四百四十四条の十三第十二項」を「第四百四十四条の十三第十三項」に改める。

附則第二条第三項中「第一項各号又は前項第一号」を「前項各号」に、「当該各号又は前項第一号」を「当該各号」に改める。

(地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の改正規定中「中」当該各号」を「第一項各号」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条第四項」を「及び第四項」に改める。

附則第一条ただし書中「の改正規定、同条第四項」を「及び第四項」に、「改正規定及び」を「改正規定並びに」に改める。

附則第三条第三項中「において前項第三号又は第四号」を「において前項各号」に、「前項第三号又は第四号」を「当該各号」に、「同項第三号又は第四号」を「当該各号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 内国法人の所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十条第一項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度のうちに平成三十一年十月一日前に開始した課税事業年度に該当するものがある場合において、当該課税事業年度につき次の各号に掲げる規定の適用があるときは、改正法第三条の規定による改正後の地方税法第二十三条の規定の適用については、当該課税事業年度と同条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該各号に掲げる規定により加算された金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下「平成二十八年改正法」という。附則第八十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「平成二十八年旧措置法」という。第四十二条の十第五項の規定)における平成二十八年改正法附則第八十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

相統税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八号

相統税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)の施行に伴い、並びに相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第九条の六、第二十一条の二第三項及び第六十六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

相統税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)の一部を次のように改正する。
第一条の十二第二項第二号中「第一条の三第一項第二号又は第一条の四第一項第二号」を「第一条の三第一項第一号若しくは第二号又は第一条の四第一項第一号若しくは第二号」に改め、同条第二項中「個人」の下に「は日本国籍を有するものと、当該個人」を加え、「みなす」を「それぞれみなす」に改める。

第四条の四の二第二号中「第一条の四第一項第三号」を「第一条の四第一項第四号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十一条の二第三項に規定する住所を有していた期間内に贈与により取得した財産で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める財産とする。

一 贈与により財産を取得した者が当該贈与により財産を取得した時において法第一条の四第一項第一号の規定に該当する者である場合 当該贈与により取得した財産

二 贈与により財産を取得した者が当該贈与により財産を取得した時において法第一条の四第一項第三号の規定に該当する者である場合 当該贈与により取得した財産で法の施行地にあるもの

第四条の十四第三項中「同項」を「同条第一項」に改める。

第五条の四第一項中「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第十八条第二号中「株式 次に掲げる」を「株券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものを含む。次条第十三号において同じ。次に掲げる株式に係る)に改める。

第十九条第十三号中「株式」を「株式に係る株券」に改める。

第二十条第一項中「第四十一条第二項第一号又は第三号」を「第四十一条第二項第二号」に改め、同条第二項中「平成十三年法律第七十五号」を削る。

第三十三条第一項中「同条第四項の規定」を「第四項の規定」に、「及び次項」を「次項及び第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 社団等について法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定を適用する場合における法第一条の三第一項第一号若しくは第二号又は第一条の四第一項第一号若しくは第二号の規定の適用については、当該社団等は、日本国籍を有するものとみなす。

附則
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)第三十条第六項並びに別表第一第二号及び第七号イの規定に基づき、この政令を制定する。
消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。
第九条第四項中「ものは、」の下に「資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項(定義)に規定する仮想通貨及び」を加える。